

申請者各位

広島商工会議所
産業・地域振興部産業振興課

台湾の輸入規制緩和に伴う原産地証明書の対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本所事業活動につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび台湾政府より、福島県・栃木県・群馬県・茨城県・千葉県などで生産・加工された食品に対して課されていた輸入規制措置の緩和が 2022 年 2 月 8 日に発表されました。これに伴い、同政府より、従来の運用の継続（原産地証明の「6. Remarks」欄への製造県・生産県記載）に加え、指定文言を記載するよう要請がありました。

今後、台湾向け食品の原産地証明書については、下記要領をご参照いただき、ご申請いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 指定文言

太枠内の指定文言を、原産地証明書「第 6 欄 Remarks」に記載してください。

This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI

※第 6 欄へ記載しきれない場合、記載事項の最後に「*（アスタリスク）」を付し、第 7・8 欄にも同様に「*」を付し、その後に続きを記載してください。なお、貿易関係証明発給システムでは、Remarks 欄に指定文言を記載後「*」を付し、Others 欄にも同様に「*」を付し、その後に産地を記載してください。

※本指定文言は、典拠インボイスへの記載はできません。（原産地証明書のみに記載してください。）

※本指定文言は、アレンジすることなく必ずそのまま記載してください。

※台湾向け食品の原産地証明書の特別対応となりますので、その他の証明書への転用はできません。

2. 従来の「製造県・生産県の記載」

産地は、原産地証明書「第 6 欄 Remarks」に記載してください。

（例 1）Place of Manufacture : HIROSHIMA（加工品の場合）

（例 2）Catching area : HIROSHIMA（水産品の場合）

※典拠インボイスに、上記の例と同様に産地を必ず記載してください。

3. 原産地証明書 記載例

5. Transport details From Hiroshima, Japan To Kaohsiung, TAIWAN By Sea On or about April 1, 2022	6. Remarks <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI.</div> Place of Manufacture: 1,2 Fukushima Pref. * 記載しきれない場合は*を付し、第7・8欄へ												
7. Marks, number and kind of packages; description of goods ABC Taiwan C/No. 1-5 Made in JAPAN	8. Quantity <table><tr><td>1. Strawberries</td><td>1kgs (N/W)</td></tr><tr><td>2. Oranges</td><td>1kgs (N/W)</td></tr><tr><td>3. Oyster</td><td>2kgs (N/W)</td></tr><tr><td colspan="2"><hr/></td></tr><tr><td>Total:</td><td>4kgs (N/W)</td></tr><tr><td></td><td>5Cartons</td></tr></table> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">* Catching area: 3 Hiroshima Pref.</div>	1. Strawberries	1kgs (N/W)	2. Oranges	1kgs (N/W)	3. Oyster	2kgs (N/W)	<hr/>		Total:	4kgs (N/W)		5Cartons
1. Strawberries	1kgs (N/W)												
2. Oranges	1kgs (N/W)												
3. Oyster	2kgs (N/W)												
<hr/>													
Total:	4kgs (N/W)												
	5Cartons												

4. 提出書類

製造県・生産県の根拠となる以下の書類を、申請時に提出してください。

- ①食品輸出に係る原産地証明書への産地記載に関する誓約書
- ②以下のいずれか1点
 - ・食品衛生法上の営業許可書の写し（食品製造業者）
 - ・各地漁協発行の出荷票（産地が確認できるもの）
 - ・国内入手経路説明書（産地が確認できるもの）

※窓口発給、貿易関係証明発給システムによる発給いずれの場合も、典拠書類を提出してください。

貿易関係証明発給システムの場合、その他の典拠ファイル欄にデータ添付してください。

※上記①の誓約書などは本所ホームページに掲載しております。下記 URL から、ダウンロードし、作成してください。

【本所 URL】 https://www.hiroshimacci.or.jp/certificate/trade_proof/origin220104/

以上

本件担当： 広島商工会議所 産業・地域振興部 産業振興課 T E L (082) 222-6651 / F A X (082) 222-6411
--